


中国から携帯品で持ち込まれた豚肉製品からの
アフリカ豚コレラウイルスの分離について

- 本年 1 月 25 日(金)、中国から我が国に持ち込まれ任意放棄された豚肉製品4件について、動物検疫所において アフリカ豚コレラの遺伝子検査(PCR)及びシーケンス(PCR 増幅産物の遺伝子配列の解析)を実施したところ、アフリカ豚コレラウイルスの遺伝子を確認したところです。
- 当該豚肉製品について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門においてウイルス分離を行ったところ、2件の豚肉製品から、生きたウイルスが分離されました。これにより、実際に感染力を持つアフリカ豚コレラウイルスが我が国の水際まで到達していたことが証明されたこととなります。
なお、周辺諸国の中で、持ち込まれた豚肉製品から実際にアフリカ豚コレラウイルスが分離された報告はございません。
- 農林水産省では、昨年8月以降中国においてアフリカ豚コレラが発生し、中国からの旅客手荷物からアフリカ豚コレラ遺伝子が確認されたことを踏まえ、関係省庁や航空会社等に情報提供し、水際検疫を徹底するとともに、都道府県や養豚関係団体を通じて、生産者に対して情報を提供し、農場への侵入防止のため飼養衛生管理基準を遵守するように指導してきたところです。
- 引き続き、動物検疫所では、航空会社、船舶会社、CIQ、日本郵便株式会社等関係機関への協力依頼、外国人技能実習生に対する動物検疫制度の周知、携帯品及び国際郵便物に対する検査の強化、厨芥残渣の適切な処理の確認等に加え、家畜伝染病予防法の違反事案への対応の厳格化を新たに実施することにより、水際における動物検疫を徹底します。
- なお、動物検疫所では、訪日外国人に対する畜産物の持ち込み禁止等の動物検疫制度の広報動画(中国語、ベトナム語、タガログ語)をインターネットで公開しております。併せてご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=adgTHWIE3jo>

	1	2
検体	豚ソーセージ（自家製）	豚ソーセージ
重量	0.6kg	1.3kg
採取場所	中部空港	中部空港
搭載国	中国	
出発地	上海	青島
検査に至ったきっかけ	税関	動物検疫所による 口頭質問
検体写真		

お問合せ先

消費・安全局 動物衛生課

担当者：沖田、谷

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295